

令和4年度 決算報告

問い合わせ 財政課財政担当

特別会計

特定の事業を行う場合、または特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置している会計です。

日高市には、国民健康保険特別会計をはじめ、4つの特別会計があります。

特別会計の執行状況

会計名	収入額	支出額	
		うち一般会計からの繰入金	
国民健康保険	62億1,134万円	4億6,315万円	61億5,973万円
後期高齢者医療	8億6,616万円	1億6,210万円	8億6,114万円
介護保険	43億1,151万円	6億4,830万円	41億8,382万円
武蔵高萩駅北土地区画整理事業	2億9,725万円	2億 360万円	2億5,222万円
合計	116億8,626万円	14億7,715万円	114億5,691万円

公営企業会計

民間企業と同じように事業の収入で支出を賄う独立採算を原則とする会計です。日高市には水道事業会計と下水道事業会計の2つの公営企業会計があります。

公営企業会計の執行状況

会計名	区分	収入額		支出額	
水道事業	収益的収支	11億1,201万円	11億2,474万円		
	資本的収支	4億8,515万円	7億8,843万円		
下水道事業	収益的収支	11億9,787万円	10億3,343万円		
	資本的収支	6億5,429万円	7億2,244万円		

収益的収支：給水や排水などの営業活動にかかる収入と支出
資本的収支：将来の給水や排水などに備えて施設や配(排)水管を整備するなど、設備投資にかかる収入と支出

健全化判断比率と資金不足比率

健全化判断比率(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)および資金不足比率は、市の財政の健全化を判断する指標です。

この比率が一つでも国が定めている早期健全化基準(公営企業会計では経営健全化基準)以上である場合は、財政の健全化計画を策定し、自主的に財政の健全化を図っていくこととなります。

令和4年度決算では、全ての比率が早期健全化基準(経営健全化基準)を下回っており、市の財政は健全な状況であると判断できます。

健全化判断比率

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
日高市	—	—	3.9%	—
早期健全化基準	13.08%	18.08%	25.0%	350.0%

※「—」は赤字などが無いため比率が算定されないことを示しています。

【用語の説明】

実質赤字比率……市の一般会計などの赤字の程度を示すもの
連結実質赤字比率……市の全ての会計における赤字の程度を示すもの
実質公債費比率……市の借入金返済額などにかかる実質的な財政負担の程度を示すもの
将来負担比率……借入金の残金など市が将来支払わなければならない負担の程度を示すもの

資金不足比率

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業	—	20.0%
下水道事業	—	20.0%
武蔵高萩駅北土地区画整理事業(宅地造成)	—	20.0%

※「—」は資金不足が無いため比率が算定されないことを示しています。

【用語の説明】

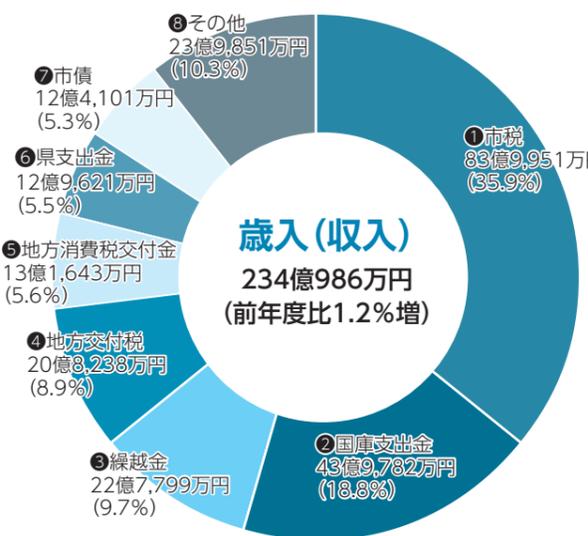
資金不足比率……公営企業会計ごとの資金不足の状況を示すもの

※金額の単位を「万円」にそろえているため、公表関係図書と異なる場合があります。
 ※市民1人当たりの額は、令和5年3月31日現在の人口5万4,557人を基に算出しています。

一般会計

一般会計の歳入は234億986万円、歳出が216億6,694万円で市制施行後2番目に大きな決算額となりました。

この結果、歳入歳出の差引残額は令和5年度へ繰り越した事業の財源を除き14億1,614万円の黒字となりました。この残金は令和5年度へ繰り越します。今後も、社会保障制度に係る経費や公共施設の整備費等の増加が見込まれることから、引き続き財政の健全性を保つために、歳入の確保や事務事業の効率化を図っていきます。



市債の状況

令和4年度末における全会計の市債残高は…
238億8,170万円

昨年度末と比較すると…1,521万円の減少

市民1人当たりでは…約43.8万円

区分	用語の説明	1人当たり
①民生費	子ども、高齢者、障がい者などへの福祉にかかるお金	約15.3万円
②総務費	市の全般的な仕事にかかるお金	約6.7万円
③教育費	小・中学校、生涯学習・スポーツ振興、図書館などにかかるお金	約5.5万円
④衛生費	健康増進やごみ・し尿処理にかかるお金	約3.6万円
⑤公債費	借り入れた市債の元金の返済および利子の支払いにかかるお金	約2.8万円
⑥土木費	道路、公園、雨水排水の整備などにかかるお金	約2.3万円
⑦消防費	広域消防、消防団、消火栓、防火水槽などにかかるお金	約1.5万円
⑧その他	災害復旧費、商工費、議会費などの合計	約2.1万円

市民1人当たりの市税の負担状況を詳しく見ると…



区分	用語の説明	1人当たり
①市税	所得や資産などに応じて納める税金(市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税)	約15.4万円
②国庫支出金	特定の事業に使うことを目的に国から交付されるお金	約8.1万円
③繰越金	前年度純剰余金や前年度から本年度に繰り越された事業の財源となるお金	約4.2万円
④地方交付税	地方公共団体間の税収などの財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体が一定の行政水準を維持できるように国から交付されるお金	約3.8万円
⑤地方消費税交付金	地方消費税のうち市町村に交付されるお金	約2.4万円
⑥県支出金	特定の事業に使うことを目的に県から交付されるお金	約2.4万円
⑦市債	主に道路や公共施設などを整備するために借り入れるお金	約2.3万円
⑧その他	繰入金、寄附金、使用料及び手数料などの合計	約4.4万円

※都市計画税は土地区画整理事業のほか、都市計画道路、下水道の整備などの都市計画事業のために使いました。

